

男鹿市告示第 8 3 号

男鹿市帯状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市帯状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が実施する帯状疱疹予防接種に要する費用の助成に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 接種日において 5 0 歳以上の者
- (2) 帯状疱疹予防接種を希望する者

(公費負担額)

第 3 条 公費負担額は、次の表のとおりとする。

ワクチンの種類	公費負担額
生ワクチン	5,000円

(乾燥弱毒生水痘ワクチン)	
不活化ワクチン (乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)	10,000円

2 生活保護受給者は、接種費用の全額を公費負担する。

(公費負担回数)

第4条 公費負担回数は、次の表のとおりとする。

ワクチンの種類	公費負担回数
生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	生涯1回
不活化ワクチン (乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)	生涯2回

(実施方法)

第5条 本事業は、実施協力の申出があった市内の帯状疱疹予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）への委託により実施する。

2 実施については、この告示に定めるもののほか、市と実施医療機関との間で締結する「男鹿市帯状疱疹予防接種業務委託契約書」によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に該当する対象者には、助成金を交付する。

(1) 服薬治療中の疾患又は障害があり、かかりつけ医の医療機関で予防接種を行う必要がある者

(2) 令和5年4月1日以降に帯状疱疹予防接種を受け、市の助成を受けていない者

(接種費用の請求及び支払)

第6条 被接種者は、接種費用から公費負担額を差し引いた額を実施医療機関に支払うものとする。

2 実施医療機関は、公費負担による被接種者数を1月ごとに集計し、翌月の10日までに予診票を添えて市長に請求するものとする。

3 市長は、実施医療機関から前項の請求があったときは、その内容を審査し、請求のあった日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 第5条第3項の規定による助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、男鹿市带状疱疹予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に定める書類を添えて、接種した日の属する年度の末日までに市長に申請するものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類の写し(申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの)
- (2) 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
- (3) 接種費用の支払を証明する書類
- (4) 接種記録が確認できる書類

(助成金の交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付の決定をし、男鹿市带状疱疹予防接種費用助成金交付決定通知書(様式第2号)又は男鹿市带状疱疹予防接種費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(助成金の交付方法)

第9条 助成金は、原則として口座振込による交付とする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成対象者が虚偽又は不正な申請により助成金を受けたと

きは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。